

議員協議会

令和元年7月8日
委員会室

- 1 開 会
- 2 理事者報告
東京オリンピックのチケット申込みについて
- 3 議会運営委員長の報告
- 4 西脇市議会陳情書取扱規程（案）について
- 5 各委員会からの報告
 - (1) 総務産業常任委員会
 - (2) 文教民生常任委員会
 - (3) 広報広聴特別委員会
- 6 北播磨清掃事務組合議会からの報告
- 7 研修報告
林 議長 「第14回マニフェスト大賞キックオフ大会」
「第1回議会事務局研究会」
- 8 その他

令和元年7月8日

議員各位

議会運営委員長

令和元年7月1日議会運営委員会の概要について（報告）

去る7月1日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第69回9月定例会の日程等について

① 日程

- | | | |
|----------|------------|---|
| 8月23日（金） | 午前9時30分から | 議会運営委員会 |
| 28日（水） | 午前9時30分から | 議案説明会 |
| 30日（金） | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議（第1日） |
| | | <u>（本会議終了後、資料請求調整会）</u> |
| 9月2日（月） | 正午 | 議案質疑通告締切 |
| | | 決算審査意見書に対する質疑締切 |
| 5日（木） | 午前10時00分から | 本会議（第2日） |
| | | <u>（本会議終了後、決算特別委員会質疑調整会）</u> |
| | | <u>（上記終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）</u> |
| 6日（金） | 午前9時30分から | 文教民生常任委員会 |
| 9日（月） | 午前9時30分から | 総務産業常任委員会 |
| 10日（火） | 午前9時30分から | 予算常任委員会 |
| | 終了後 | 決算特別委員会 |
| 11日（水） | 午前9時30分から | 決算特別委員会 |
| 12日（木） | 午前9時30分から | 決算特別委員会 |
| 13日（金） | | 委員会予備日 |
| 17日（火） | 正午 | 一般質問通告締切 |
| 18日（水） | 正午 | 討論通告締切 |
| | | <u>（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）</u> |
| 25日（水） | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議（第3日） |
| 26日（木） | 午前10時00分から | 本会議（第4日） |
| 27日（金） | | 予備日 |
| 30日（月） | 午前9時30分から | 議会運営委員会 |

② 会 期

8月30日（金）から9月27日（金）までの29日間

(2) 第68回6月定例会の反省等について

- ・事務局から、議事録の校正に関連して、
本会議における議員の呼称…「〇〇議員」
委員会における議員の呼称…「〇〇委員」としてほしいとの依頼

※ 申し合わせ事項でもあり、徹底を

(3) 西脇市議会陳情書取扱規程（案）について

- ・別紙のとおり、事務局から、前回の議会運営委員会での議論等を踏まえた修正案を提出
⇒ 原案のとおり決定
- ※ 陳情の調査が審査となったことに伴い、今後は、本会議において委員長報告を行うこととなるため、各委員長はご留意を。

(4) その他

① 初常任委員会のあり方について

- ・各会派等における協議状況の報告の後
議長から、「議会は言論の府であり、文書によるやり取りはイレギュラーであることを踏まえた議論をお願いしたい」との発言を踏まえ協議
- ・選挙と初常任委員会の実施時期が開きすぎているため当初の目的と乖離しているのではないか。
- ・文書でのやり取りになると質疑が減り、議員の発言が少なくなることを危惧する。
等の意見

⇒ 初常任委員会の目標や常任委員会資料の活用策等も含め、12月の構成替えまでに結論を出すこととし、引き続き議会運営委員会で協議

※ これまでの様々な取組が議員力・議会力のアップにどれだけ繋がっているのか、議事録を確認すべきではないかとの提案

⇒ 今年度の初常任委員会の議事録データを全議員に配付し、委員会での質疑等を、全議員で年内に検証

② 特定所管事務調査及び事務事業評価について

- ・各会派等から報告を受け、協議
- ⇒ それぞれの取扱いや考え方が示されたが、認識の違いが見られたため、議会運営委員会でそれらを整理した上で、あらためて協議

③ 議会事務局の時間外勤務削減について

- ・各会派等からの意見
- ・理事者答弁を繰り返し発言することや確認のみの質疑を行わないこと
- ・委員会協議会で論点等を整理した上で委員会を開催する などの方策

⇒ 引き続き、各会派等で検討し、あらためて議会運営委員会で協議

2 その他

(1) 課題懇談会（文教民生常任委員会）の開催を予定

- ① 日程等 8月5日（月） 午後3時45分から（萩ヶ瀬会館）
- ② 内容 民生委員・児童委員との意見交換会

(2) 人事院勧告に伴う議員報酬等の条例改正の提案について

- ・総務産業常任委員会での意見集約
 - ・人事院勧告に伴う三役と議員の賞与に関連する条例改正を行う場合、議員分の議案を分けて提出すべきであること
 - ・提案理由である職員の給与条例の改正を先に提案すること
議会全体で議論してほしいとの発言
- ⇒ 各会派等で検討の後、議会運営委員会で協議

(3) 小野市議会議長からの要望書の取扱いについて

- 事務局から要望書の概要等の説明の後、その取扱いを協議
- ・本要望書の願意は、「理事者側と積極的な議論を早期に交わすこと」と記載
- ⇒ 議会は多様な市民意見を市政に反映する合議制の機関としての役割を果たすものであり、その特性を發揮していく観点から、原則として議会と理事者が話し合いをする権能はないとの結論
- ⇒ しかしながら、播磨看護専門学校の存廃は、本市における重要な課題であるため、文教民生常任委員会の所管事務として調査・研究
- ⇒ その旨を小野市議会議長へ回答

西脇市議会陳情書取扱規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、西脇市議会の陳情書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（陳情書の記載事項等）

第2条 陳情書は、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載し、陳情者が押印する。

（陳情書の受理）

第3条 陳情書は、会期中又は閉会中にかかわらず、持参又は郵送で提出されたものを議長が受理する。

2 陳情書には受付簿による暦年番号を付する。

3 嘆願書、要望書の類で、議長が必要と認めるものは、陳情書として処理する。

4 前項によらないものは、議長の供覧にとどめるものとする。ただし、議長が委員会審査の参考資料として配付することが適当と認められた場合は、所管する委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下「委員会」という。）へ配付することができる。

（陳情書の訂正及び取下げ）

第4条 陳情者は、受理された陳情書を訂正し、又は取り下げようとするときは、委員会送付前においては議長の承認を、委員会送付後においては、委員会の承認を得なければならない。

2 陳情者は、前項の承認を得ようとするときは、その理由を付した文書を議長に提出しなければならない。

（陳情書の委員会送付）

第5条 議長は、受理した陳情書を所管する委員会に送付する。ただし、議長において陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧又は議員への配付にとどめることができる。

(1) 特定の個人及び団体等を誹謗し、若しくは中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの

(2) 個人の秘密の暴露その他他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの

(4) 裁判等で係争中の事件に関わるもの

(5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの

(6) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの

- (7) 市の権限に属さないもの
 - (8) 既に願意が達成されているもの又は達成されようとしているもの
 - (9) 1年以内に議決されたものと同趣旨のもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が委員会において審査することが適当でないと考えられるもの
- 2 陳情書が市民（市内に住所を有する者に限る。以下同じ。）によらないものについては、議員への配付にとどめるものとする。ただし、所管する委員会の委員長が、市民に重大な影響があると認め、委員会で審査することが適当と判断したものについては、この限りでない。
- 3 陳情書の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の陳情書が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に送付する。ただし、分離し難い場合は、その内容により主として関係ある委員会に送付する。
- 4 議長は、必要と認めたとき又は所管する委員会から申出があったときは、送付替えをすることができる。

（陳情者の意見を聴く機会の設置）

第6条 委員会は、議会運営委員会の決定により、西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）第7条第2項に定める、陳情者から意見を聴く機会を設けることができる。

（陳情書の委員会審査）

第7条 委員会は、送付された陳情書を速やかに審査するものとする。

- 2 委員会は、陳情書の審査のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。
- (1) 当該事務担当職員の意見を聴取すること。
 - (2) 実地調査を実施すること。
 - (3) 公聴会を開催すること。
 - (4) 参考人の出頭を求め、意見を聴取すること。
 - (5) 他の委員会の意見を求め、又は他の委員会と連合して審査すること。
- 3 陳情の内容が2以上にわたる場合は、項目ごとに採択、不採択等を決定することができる。
- 4 委員会は、陳情審査の結果を議長に報告する。
- 5 委員会は、採択した陳情の趣旨に基づき、意見書等を作成し、委員会提出議案として速やかに定例会に提出する。

（陳情の結果報告等）

第8条 議会は、採択すべきものと決定した意見書等で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経

過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

- 2 議長は、議会の採択した意見書等で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。
- 3 議長は、委員長と連名で、審査の終了した陳情については、その結果を陳情者（陳情者が2人以上の場合はその代表者）に通知する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

1 下水道施設の改修に係る国庫補助金の継続に関する意見書について

現在、下水道施設の改修については、新設も改築も国1/2、県1/4、市1/4の割合での補助があるが、平成29年度に国の財政制度等審議会は、新設はそのままの補助率とするが、改修は下水道使用料で賄うべきとの方針を出している。

このことから、兵庫県下水道協会から引き続き国庫補助継続の意見書を提出してほしいとの要望があり、西脇市としても協議する。

- ・本日7月8日の議員協議会終了後、担当課の説明と協議
- ↓
- ・7月17日の総務産業常任委員会で意見書の内容を決定(予定)
- ↓
- ・8月9日の議員協議会で報告
- ↓
- ・9月議会で提案

2 所管事務調査／「土づくりセンター」及び「北はりま農産物直売所」

総務産業常任委員会所管事務調査として「土づくりセンター」及び「北はりま農産物直売所」の現状及び今後の方向等について調査し、委員会としての一定の結論を出したい。

- ・7月17日の委員会協議会で担当課から設立経緯、運営状況、課題等の説明を受ける
- ↓
- ・両施設、黒田庄和牛同志会等と意見交換
- ↓
- ・11月までにまとめ、議員協議会等へ報告

3 平成30年度事務事業評価／観光交流活動創出支援事業

- ・7月17日に委員会を開催し、評価シートをもとに協議、報告書をまとめる。
- ↓
- ・8月9日の議員協議会で報告
- ↓
- ・9月議会で報告

【令和元年7月8日 議員協議会】

文教民生常任委員会の今後の予定

文教民生常任委員会 委員長 村岡栄紀

- (1) 7月25日（木）9：30～（委員会室）

文教民生常任委員会

平成30年度事務事業評価の検証…他

（備考）途中、協議会に切替える可能性あり。

- (2) 8月5日（月）15：45～（萩ヶ瀬会館）

民生委員・児童委員との課題懇談会

「高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が抱える問題について」

- (3) 9月（日程調整中 土・日曜日開催の可能性もあり）

NPO法人 西脇市手をつなぐ育成会との課題懇談会

（備考）育成会関連事業所

「ワークホームタンポポ」「杉の子ルーム」「わっしょい」

西脇工業高校 令和元年7月12日（金） 2年生6クラス

2時限～4時限 9時40分～0時30分（50分授業）集合時間 全員9時事務所前

担当	A班・情報科・工業科・機械科	B班・総合技術科・機械科・電気科
司会、タイムキーパー	岡崎義樹（カメラ）	高瀬 洋（カメラ）
パワーポイント説明	村岡栄紀	東野敏弘
パソコン操作	岡崎義樹	高瀬 洋
1班	村岡栄紀	東野敏弘
2班	近藤文博	美土路祐子
3班	坂部武美	中川正則
4班	村井公平	村井正信
5班	浅田康子	吉井敏恭

A班・会議室 1F

B班・視聴覚室 3F

西脇高校 令和元年7月16日（火） 1年生7クラス

1時限～4時限 8時50分～0時40分（50分授業）集合時間 全員8時15分正門

担当	A班・1・3・5・7組	B班・2・4・6組
司会、タイムキーパー	岡崎義樹（カメラ）	高瀬 洋（カメラ）
パワーポイント説明	村岡栄紀	東野敏弘
パソコン操作	岡崎義樹	高瀬 洋
1班	浅田康子	東野敏弘
2班	近藤文博	吉井敏恭
3班	坂部武美	美土路祐子
4班	村井公平	村井正信
5班	林 晴信	中川正則

A班・1時限～4時限

B班・1時限～3時限

田口裕斗さんが見学希望

西脇北高校 令和元年7月17日（水） 2部1年 Aクラス（16人）Bクラス（15人）

10時39分～11時24分（45分授業）集合時間 全員10時事務所前

担当	AクラスBクラス合同
司会、タイムキーパー	吉井敏恭
パワーポイント説明	東野敏弘
パソコン操作	吉井敏恭
1班	近藤文博
2班	美土路祐子
3班	高瀬 洋
4班	中川正則

撮影 浅田康子

第80回北播磨清掃事務組合議会臨時会（5月27日）

* 出席者 村井正信、東野敏弘、美土路祐子、近藤文博、寺北建樹（報告者）

* 組合同規約の変更（加東市脱退・3/31）に伴う新議員の就任 近藤文博議員

* 新議員協議会申し合わせ事項

①議長は、西脇市選出議員の中から選出する。

②副議長は、多可町選出議員の中から選出する。

③監査委員は、議長及び副議長を除く組合議会議員から選出し、西脇市選出議員、多可町選出議員の順で隔年ごとに交互に選出するものとする。

* 議題 ①副議長選挙

多可町選出吉田政義議員を指名推選

②一般会計補正予算（第1号）

（款）3 清掃費

（項）1 清掃管理費

（目）3 施設管理費

（節）11 需用費

ごみ処理施設運転管理費（中間）

・修繕料（2,550万円） △5,613

（節）19 負担金補助及び交付金

ごみ処理施設環境対策費（中間）

・修繕料（34,140万円）

・地域振興対策事業補助金 5,613

富吉南町 675,000円（鹿柵の設置地元負担金）

富吉上町 3,602,920円

（公民館空調工事・備品、屋台蔵工事、防災倉庫改修）

日野町 1,334,124円（公民館空調工）

地域振興対策事業補助金総額 最長5年間で2,400万円（富吉南町1,000万円、富吉上町700万円、日野町700万円）

【根拠 現施設（平成8年～27年の20年間で）総額6,000万円の補助金】

第 14 回マニフェスト大賞キックオフ大会

参加報告書

林 晴信

日時：2019年5月25日(土)

場所：愛知大学名古屋キャンパス

【報告及び所感】

■第1部:住民意見をカタチにする～新しい議会と住民の関係&先進議会の裏側

・開会あいさつ

川上文浩(可児市議会議員・LM推進連盟共同代表)

北川正恭(早稲田大学名誉教授・早稲田大学マニフェスト研究所顧問)

・「若者×議会 ～高校生が議会へ請願書」

上條俊道(松本市議会議員)

松本市議会では、H27年から松本工業高校と交流事業として議員と高校生の意見交換会を行っていた。内容は「市議会を身近に感じてもらうための取組として、現代社会の授業に議員が参加し、議会の概要説明、高校生の政治参加の事例紹介及び意見交換を実施しました。」とのことで、これは我々西脇市議会が行っている「高校生版議会報告会」と同じスタイルである。

西脇市議会と違うのが、H29年には2つの請願書を議会へ出すという成果を上げていく事実であると思う。

「高校生や高齢者など交通弱者に配慮した公共交通の充実を求める請願書」

「自転車利用者に優しい街づくりを求める請願書」

この2件の請願が提出され、全会一致で可決したとのことだった。

しかもこの2件、その後もきちんと続きがあり、公共交通については、中信地区の高校20校を対象に調査を実施し、試算を行い、高校生への運賃補助制度について素案を作成、R1年度の補助開始を目指しているという。また自転車については、市長も「通学路等への自転車レーンの整備拡大を行っていく」「無料駐輪場の設置のために具体的な場所の選定をすすめる」と回答、現在整備が進められているとのこと。高校生との意見交換会が市を動かした好例であり、「自分たちの意見は無駄にはならない」ことを実感させるシチズンシップ教育の1つのカタチになっていると感じた。

またその結果、投票率をみても、松本市内の高校3年生の知事選や国政選挙での投票率は55%前後であるが、松本工業高校生だけに限ると78%～86%と高い投票率になっているそうである。

松本市議会には「ステップアップ市民会議」という市民が議会活動について話し合う場があり、その第3期ステップアップ市民会議(H28年2月～H29年4月)がH28年12月に議会へ提言した内容が以下の通りで、

【提言1】 若者と市議会議員との交流を通じた政治との距離を縮めるような“場”の創出

・若者と松本市議会議員が、身近な話題等について、気軽に話し合うことができる、「ゆるやかな交流の場」（プラットフォーム）を設けること

【提言2】 若者や子ども向け「議会だより」の発行

・若者や子どもに関連する政策や取組みをトピックとして取り上げて詳しく説明する、といった内容の小・中学生や高校生等に向けた「議会だより」を発行すること

これらの提言に基づき、現在は松本大学（「市立病院と西部地域のまちづくり」をテーマに意見交換）、私立エクセラン高校とも意見交換会を行っているそうであり、子ども向け「議会だより」も去年は2度発行されている。

なお、松本高校での200名のアンケートのうち、議員との意見交換会が「良かった」と答えた生徒は199名。「良くなかった」と答えた1名の生徒のその理由は「議員がしゃべりすぎ」というものだったそうである。

今後の展開としては1時限では時間の制約がありすぎるので、2時限を使ってやれるよう高校と調整中とのことであった。我々も参考としたいところである。

・「議会改革の舞台裏」

松倉良典(可児市議会事務局)

可児市議会のパワフルな名物議員川上氏のお話ではなく、陰の立役者でもある事務局長の松倉氏からの可児市議会の様々な取組についてのお話であった。

市民の声（つぶやき）、「定数・報酬を減らしてはどう」「議員なんていないんじゃない」「議会なんていないんじゃない」「何をしているかわからない」というのは、何も可児市に限ったことではなくて、全国の市町村どこも似通っている状況であると思う。

そこで可児市議会は2千人アンケート取って現状を分析し、「議会や議員の活動知らない64%」「市民の声を反映していると思う6%」という結果に愕然としつつも、現況を変えることを選択、そこから可児市議会は生まれ変わったという。その牽引が川上氏を含む1期目の新人議員たちだったということにも注目したい。

もはや全国的に有名な「可児市議会地域課題懇談会（可児医師会×可児市議会×可児高校）」の取組。議会広報紙も「議会のトピウ」とリニューアルし、定例会の報告だけでなく、「議員の仕事ってどんなこと？」も掲載。CATVでも議会活動のトピックスを放送するなど「議会の活動の見える化」に余念がない。西脇市議会でも私が広報広聴委員の時には何度か動画放映にもチャレンジしたが、今はその気配も無い。

「議会は何のためにあるのか」「議会はどんな活動をしているのか」をもっともっと市民へアピールしていかなければならないだろうと思う。

・「議会×若者の可能性」

田口裕斗(可児市議会高校生議会 元生徒会長・現立命館大学3年)

私の中では、今回一番聞き応えのあったプレゼンテーションだったと思う。プレゼン技術、報告内容ともに素晴らしいものだったと感じ入ることしきりだった。

可児市議会の高校生議会は有名なので、今さら紹介する必要もないと思うが、平成26年に高校生からの意見書として出された「地域課題に若い世代が関わる機会を設けることの意見書」中では、

私たちのような体験を積めば、若者は元気になり、自然に「将来は地元で暮らそう」「地元のために何かしていこう」という気持ちになります。そして、このような機会が充実すれば可児市はきっと、若い力が集まる、より魅力的なまちへと発展を遂げると思っています。

と高らかに謳っている。

そしてそれから5年が経ち、現実には田口氏のような若者が育ってきていると思うと、その取組の先見性には敬意を表するしかない。

田口氏は当事者として、こう言っていた。

高校生の自分は、毎日、家と学校との往復で、そこで全てが完結する世界だった。「地域」なんて意識することも無かった。可児市議会のエンリッチ・プロジェクト（地域課題解決型キャリア教育）に参加して、教育・子育て・防災・少子高齢化などの地域の課題をリアルに感じるようになりました。そして地域の課題を共にリアルに考えることによって、「あっ、自分も地域の一員（市民）なんだ！」と感じるようになりました。

そしてエンリッチ・プロジェクトに参加することで、「意外と自分の地域にいいところもあるやん！」「地域にはこんな課題があるんだ！」「地域で生きるのもありだな！」「地域のために何かができるのだろうか？」という思いが芽生え、それはつまり、可児市（地域）の魅力に気づくことによって、将来の選択肢としての「可児市」を考えるようになったのです。

また田口氏は可児市議会議員と接するうちに、議員像も変わったという。

議員って普段何しているんだろう？ニュースでは不祥事しか流れないし、ロクなイメージが無い！というのが、議員さんたちと色んな課題について話し合ううちに、こんな面白い議員さんもいるんだ！住みよい町にしたいな！という政治やまちづくりへの参加意欲の向上にも繋がりました。

実際、田口氏は将来は教師になろうと思っていたそうだが、可児市議会と関わるうちに「もっと自治や政治のことが学びたくなった」と現在は立命館大学法学部で地方自治を学んでいるとのこと。つまり若者の将来にも強く影響を与える取組だったというのは凄いことだとも思う。

さらに田口氏は我々に投げかけをした。

主権者と有権者はイコールですか？と。

しばしば、「主権者」は「有権者」と認識されがちだが、日本国憲法の前文に「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあるように、主権者は全ての国

民である。もちろん、18歳未満の若者も主権者である。

田口氏は「有権者でない18歳未満の若者にもまちづくりに参加する権利はある。有権者ではないが、未来を担う若者にまちづくりに関わられる機会を作ることこそが重要である」という。

ロジャー・ハートの「参加のはしご」の話も出てきた。

ロジャー・ハート「参加のはしご」	
子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する	参画の段階
子どもが主体的に取りかかり、子どもが指導する	
大人がしかけ、子どもと一緒に決定する	
子どもが大人から意見を求められ、情報を与えられる	
子どもは仕事を与えられるが、情報は与えられている	
形だけの参画	非参画
お飾り参画	
操り参画	

※上にいくほど良い

我々も高校生議会や中学生議会をする場合は、気を付けなければならない。

若者と議会・行政が関わると双方にとってWin-Winの関係が築けるし、そうならないといけない。若者も主権者であり、市民なのです。今後の社会を見据え、若者をまちづくりに参画する仕組みを形成する必要があると思います。

未来の市民を議会が育ててほしい！

最後に議会に対するエール？で田口氏のプレゼンは終了した。

我々も高校生版議会報告会を開催しているが、一体何のためにやっているのか、どういう効果を生み出そうとしているのか、あるいは生まれるのか。

やり方改善を含め意義の再確認のためにも、いちど、田口氏を招聘して話を聞くことを提案したい。

「若者議会が活躍できるまち～世代のリレーができるまち」

瀬野航太(第4期 新城市若者議会議長)

伊藤早希(第4期 新城市若者議会副議長)

可児市に続いては新城市の若者議会である。多くの自治体にも影響を与えたこの取組は市長が変わったことに端を発する。若者との対話の機会の創設を掲げ市長選に当選すると、「若者条例」「若者議会条例」を制定、市長が変わっても続くような仕組みを作り上げた。若者議会は市の附属機関となっている。3月の委員募集から11月の市長答申まで、第4期では全体会議15回、チーム分科会を21回開催しているとのことだった。その他のミーティングまで含めると、実は市議会議員より会議をこなしている様子だった。高校生も交じっているのだから、なかなか大変だろうとは思いますが、若い人たちが自分の市や地域について真剣に考え議論していることは素晴らしいことだとも思う。

取組成果については新城市若者議会のHPを見てほしい。

<https://wakamono-gikai.jp/>

なお、第1期若者議会の初代議長は、今は市議会議員である。

若者が議員を志すきっかけとなっていることも、非常に素晴らしい成果のひとつであるように思う。若い人が多くなってくると議会は確実に変わることができるかと私は確信している。旧弊を打ち破るのはいつも若者である。

瀬野氏も「地域のことを考えるのは楽しい」と話し、若者議会で活動するうちに大学の志望先が変わる高校生もいるという。この辺りは可児市のエンリッチ・プロジェクトを経験した高校生とも符合する。

最後に、会場の質疑に答えるかたちで、「HPもなくSNSもやっていない議員なんて、本当にいるのか?とってしまう。ネットで検索に引っかからない議員は情報発信ができていない時点で論外だと思う」と話していた。

「自分の市の議員が検索できない!」

こういうことも若者の政治離れの一因なのかな、とも思う。

・「犬山発・新しい民主主義への取組～市民フリースピーチ制度」

ピアンキ・アンソニー(犬山市議会議員・前議長)

粥川仁也(犬山市議会事務局)

元ニューヨーカーで(前)議会議長という異色の経歴の持ち主のピアンキ氏だが、アメリカの地方制度・地方自治と日本との違いを踏まえた議論を展開するも、言っていることは実はスタンダードで当たり前のことであるように思う。

- ・日本の議会は与えられた権限を十分行使していない。
- ・日本の議会は受け身すぎで、行政とのバランスが良くなく、十分機能していない。
- ・議員は議会の一人の構成員として意識が低い。
- ・議会での集約した意見を十分重んじていない議員が多すぎる。

耳の痛い話だが、これは全国の議会に通じる話である。

「前例より前進!」を掲げるピアンキ氏は、議会には次の3つが必要不可欠という。

『議員間討議』

議員同士が議論をしないと、議会として物事を決められない。

『議会の政策立案及び政策提言の力』

議員同士の話は提案等へ繋がらないと、ただのトークショーになってしまう。

『市民参加』

議員間討議における提案は、より市民の希望を反映、よりニーズに寄り合えるように、市民の意見を吸い上げる場を増やして、市民からいただいた意見を議員間討議に反映する。

これらを鑑みて、「市民フリースピーチ制度」は誕生した。

ピアンキ議長（当時）からの「本会議で市民が自由に発言できる制度をつくりたい」「市民の意見を議員で協議し、行政に対し適切な対応を求めたい」というオーダーに対し、粥川氏をはじめとする犬山市議会事務局がそれに応える形で制度づくりをしたという。

それでも粥川氏らは「請願・陳情という制度があるのに、いいのか」「市民との意見交換会で十分ではないのか」「個別要望しかでないのではないのか」「行政が直接市民に意見を聞けばいいのではないのか」等々悩んだという。

しかし、「議場で発言してもらうことに意義がある」「行政が拾いきれない小さな声を拾うことができる」等の意義を感じ制度創設に取り組んだという。

で、フタを開けてみれば、「市民の発言内容・質疑応答のレベルが高い」「良い意見には議場で拍手が巻き起こる」そして全国の自治体関係者からの好反応という予想外の結果に終わったという。第1回目には元市長も登壇したと聞くと、山梨学院大学の江藤俊昭教授も「議場の意味を変えた。議場は市民と議員の議論のヒロバである！」と大絶賛している。

議会での市民の発言制度は何も犬山市議会が初めてではない。長崎県小値賀町議会では議員の一般質問に対して傍聴席から質問できる制度もあるし、名古屋市会でも市民3分間スピーチ制度はある。犬山市議会の嚆矢なのは、市民が議場で行ったフリースピーチをきちんと議会に対する提案として受け止め、のちに全議員で協議して良いものは議会からの政策提案として市長に提出することにある。

最後にピアンキ氏は「色々な議会で良いアイデアを出し合って、議会同士で善政競争しましょう」と投げかけられた。

議会はしばしばガラパゴス的進化を遂げるものだが、井の中の蛙で安住して茹で蛙になる前に外に出ないといけない。

■第2部：地域課題に対する新しい切り口を学ぶ

・「市民の関心呼び込む 横浜自民党のマニフェストの取り組み」

古川直季(自民党横浜市会議員団団長・横浜市連政調会長)

横浜市会といえば「政策条例提案を行う議会」として有名である。4年間で15本の議員提案条例はまさに立法機関としての議会の面目躍如であると思う。その推進役が自民党横浜市会議員団である。

今回私はSDGsの目標を横浜市の政策(事業)に置き換えて設定していることに感銘を受けた。

例えば「貧困を無くそう」は「ひとり親家庭の自立支援」「こども食堂支援」であり、「住み続けられるまちづくりを」は「コミュニティバスの拡充」「用途地域の見直し」「空き家対策」というようにである。

SDGsには17の目標(ゴール)があるので、全てそれに対応するように設定がしてある。

これは西脇市でも参考にしないとイケない。西脇市総合計画ではSDGsに対しては取り組むことが書いてあるが、具体的にSDGsの目標に対してどうするかは書いていない。事業単位での落とし込みが必要だと思う。

・「人口減少時代の水道事業」

福田健一郎(EY 新日本有限責任監査法人、インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ)

水道事業は先日法改正もなされ、コンセッション方式や広域化がますます進んでいくものと思われる。老朽化対策、人口減少、節水意識等々でこのままの状態での水道事業維持は困難と見られている。試算によると90%の自治体で平均36%程度の値上げがされ、水道料金月2万円というような自治体が出てくることも予想されている。

今は民営化(コンセッション方式)悪玉論が席卷しているが、誇張されている部分や不正確な情報に流されることだけはしないようにしたいものだ(別に民営化論者ではない)

今後は直営維持、広域化、民営化(コンセッション方式・官民連携)の選択肢を迫られる時が西脇市にも訪れるだろう。

・「総括・新時代の善政競争のあり方 ～多様性に満ちた地方自治とは」

北川正恭(早稲田大学名誉教授)

北川先生の話で一番印象に残ったフレーズが「議会改革をやっていない議会ほど、もう十分だと感じ、やっている議会ほど、もっとしなければならないと感じている」というものだった。これは議会を「議員」に置き換えても同じだろう。私も視察対応をしているとよくわかる。これは何にでもあてはまることだとも思う。「水面も眺めているだけでは魚は見え、魚が見えないから獲ろうと工夫することも考えない」ということである。

外に出ると自分がいかに足りないかを痛感する。

2019年 第1回議会事務局研究会

参加報告書

林 晴信

2019年6月2日(日)
立命館大学梅田キャンパス

2019年6月2日(日) 14時～18時15分
立命館大学梅田キャンパス多目的室 参加者17名

1. 自己紹介
2. 「地方議会における女性議員の現状」
池淵佐知子(吹田市議会議員)・中西とも子(箕面市議会議員)
3. 「災害時の議会は・議員は～東日本大震災の経験から～ 議会BPOを考える」
福田利喜(陸前高田市議会議員)
4. 「第二議会構想」
岡田博史
5. 「議会事務局研究会10周年企画」
高沖秀宣・奥山興起

■報告及び所感■

「地方議会における女性議員の現状」

地方議会議員に占める女性の割合(H29・12月現在)は特別区議会(27.1%)、政令指定都市議会(17.2%)で、市議会全体では(14.4%)であり、まだまだ女性議員の数は少ない。ちなみに都道府県議会(10.1%)、町村議会(9.9%)。

吹田市議会(定数36名)では、10名(27.8%)と比較的高いのは、共産党が5名のうち4名、公明党2名全員が女性ということにもよる。なお、1991年では全体で2名(共産1・社会1)の7.7%ということからすれば、増えてきているとはいえる。

女性の進出を阻む要因としては、「子育て・介護をしながらの選挙活動」「宿泊を伴う視察」「夜遅くまでの議会・委員会開催」「子どもが病気になったとき」が実感として挙げられた。また、「視察の時の夕食会場でお酌するのを余儀なくされた」、「他人の手を借りないと子育てできないなら、議員になるべきではない、と言われた」、「一部の市職員・議員・支援者からセクハラを受け、不愉快な思いをしたことがある」「幹部職員等からパワハラを受けた」等々(吹田・箕面市議会というわけではありません)の報告もあるとのこと。

また議会としての女性議員の受入れ体制に十分か、という問題もある。託児室や授乳室、更衣室等の整備はまだまだである(西脇市議会には皆無)。「会議室を一時的に授乳室や更衣室にすれば良いではないか」というのは男性の発想である。わざわざ会議室を女性議員がいることによって授乳室や更衣室にしなければならないという心理的圧迫がある時点で、男性と女性は平等ではないということになるだろう。

西脇市の新庁舎建て替えて、議会棟の議論をしたとき果たしてそのような視点での議論があったらどうか。障がい者についての対策等は講じられたが、女性が参画しやすい議会(ハード面)での議論は皆無だったのではないだろうか。遅ればせながら、その視点での議論が必要だと思う。例えば、更衣室兼授乳室を作り、空いているときに会議室としても使用できる等。(会議室を授乳室にするのではなく、授乳室を会議室にする)

意見交換の中で、男女平等を訴えている女性候補が「女性の視点で～」「子育て支援重視～」というのは違和感がある、との女性会員からの意見もあった。確かに「女性の視点で～」などという時点で「男女間の差異」を強調することになって、それは男女同権、男女平等の

観点からはおかしいことになるかと改めて気づかされた。私も今までは意識もしなかったことなので、意識改革とはそんなところから変えていかなければいけないのだろうと思った。

「災害時の議会は・議員は～東日本大震災の経験から～ 議会 BPO を考える」

実際に東日本大震災を経験した陸前高田市議から、経験に基づく話を聞くのは貴重だと思う。

3月11日、午後2時46分、陸前高田市議会では3つの常任委員会の最中に地震が発生。すぐに委員会は散会となったが、議員の動きはバラバラで自宅へ戻った者、庁舎内に残った者様々だった。発生後40分で津波が市街地を襲い、定例会は自然閉会。2名の議員が避難誘導中に津波に巻き込まれ命を落とすという悲劇もあった。自然閉会なので、予算は不成立、執行もできないということで、3月28日、避難先の市内の小学校で臨時議会を招集、とにかく未成立の予算案を議決した。7月28日に臨時議会を招集するも、議長が逝去（心労と医療体制も整わない中、持病の治療ができなかったからかもというお話でした）、8月19日に再度臨時議会を招集して議長を選出。9月に入り、任期満了が過ぎていた市議会議員選挙を施行（6ヶ月特例）というのが大まかな震災直後の議会の流れである。

震災後の議員の動きとしては大別して3つ。地域が被災した議員は、地区コミュニティの中心となって救援活動やまた地元消防団としても活動。自宅が被災した議員は避難所等で中心的な活動を行った。しかし、地域も自宅も被災しなかった議員は、どうしたらよいかかわからず身動きが取れなかったという。

避難した住民からは、「議員が何をやっているのか一向に見えない」「避難所まわりもしないのか」といった声が寄せられたという。議員たちからすれば、全員で行けば大名行列のようで非難もされるし、という意識も働いたという。

そういった反省から、陸前高田市議会では「議会災害対策行動マニュアル」を策定。西脇市議会でも一応災害対応マニュアルはあり、内容自体は同様だが、恐らく議員の意識は雲泥の差だろうと思う。

今後の課題としては、通信が機能しない場合の連絡手段、大規模災害時の参集方法（登庁は可能なのか）、情報の共有手法、議会閉会時の対応などだそうである。

また今後へ向けて、災害発生時に議会としてやるべきことは何か、ということで、災害発生直後の救援活動やその後の災害調査活動等議員としてどのような活動が望まれるか、地域優先か全市的なものが優先か、議論をしていくとのこと。

西脇市議会も大雨洪水による災害はある程度頭の中にもあるだろうが、地震による大規模災害はあまり意識が向いていないように感じる。災害訓練含めもっと真剣に向き合うべきではないかと思う。

「第二議会構想」

以前に案を示したが、さらに研究を深めた提案があった。

まず大きく変わったのが、第二議会を現行の議会（便宜上、第一議会と呼ぶ）の附属機関とする点だった。私はこの点に関し、附属機関という諮問と答申の関係になり、第二議会がどこか従属的扱いになりはしないか、と疑問を呈したが、制度設計者からは「これは従来の附属機関とは名前は同じだけれど、実質的には違うものである」と説明されたが、なかな

か納得はしづらいのではないかと思う。また第二議会の議員を選挙で選ぶことに関しても、会員の中でも「選挙で選ぶ必要があるのか」という意見と「選挙で選ぶということが画期的である」という意見があった。第一議会の選挙と同じ日程で行う選挙となるが、第一議会は公職選挙法の縛りを受ける選挙であり、第二議会はその縛りを受けないというように、現場の混乱も考えられる。まだまだ叩き台の段階だが、いま少し制度設計を煮詰めないと公表できないのではないかと思うし、第一議会の附属機関とするならば、第一議会の議員の理解を得ないと執行できないので、非常に難しいだろうと思った。ただ第二議会で行おうとしている内容の中には第一議会でも取り入れられるものが多分に含まれているので、それを第一議会のほうで行うことも併せて考えるべきではないかとも思う。たとえば、ICTを活用した会議や情報発信、会派拘束を受けない自由な議論、男女比率や年代の偏らない議会構成、首長追認機関では無い二元代表制の確立等々である。現行ではできていないから、第二議会という発想になるのだろうが、これは現行の議会に突きつけられた課題でもあるように思う。

「議会事務局研究会 10 周年記念企画」

10 周年記念シンポジウムを令和元年8月31日（土）13時15分～17時の日時で行うことが決定。場所は大阪大学中之島センター。

また研究会 10 周年記念出版物として「令和時代の議会事務局職員必携」（仮称）を出版する意向があるので、会員への執筆依頼があった。